

山口県がん対策推進条例の
趣旨等について

平成26年10月
山口県議会

「山口県がん対策推進条例」逐条解説

(前文)

がんは、本県における死亡原因の第1位を占めており、高齢者だけでなく、子どもや働き盛りの成人など、誰もが罹患する可能性があることから、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。

がんの要因には様々なものがあるとされているが、生活習慣に起因するがんについては、その改善を図ることにより発症のリスクを低下させることが可能であり、また、定期的ながん検診を受診し、早期発見及び早期治療に努めることで治癒率を高めることも可能となっている。

このため、本県では、山口県がん対策推進計画に基づき、様々な対策に取り組んでいるところであるが、依然としてがん検診の受診率が全国に比べて低い水準で推移し、がんによる死亡率も全国で上位にあるなど、がんの予防、早期発見及び早期治療の重要性に対する理解が県民の間に定着しているとは言い難い状況にある。

また、がん患者の意向を十分に尊重した医療、緩和ケア等の充実や就労支援を含む生活支援、希少で多種多様な小児がんへの対応など、全てのがん患者及びその家族を社会全体で支える体制を整備していくことも重要な課題となっている。

こうした認識のもと、私たちは、全ての県民が自分らしく健やかで心豊かに生活することができるよう、県民一人一人ががんに対する正しい知識を持ち、がん対策の取組の重要性に対する理解を深めるとともに、県、市町、医療機関をはじめとした関係機関が連携協力して、がんから県民の命と健康を守るための総合的な対策を県民総ぐるみで推進することを決意し、この条例を制定する。

【趣 旨】

県民の生命と健康を守る上で、がん対策の推進が極めて重要な課題であることを示し、県内の現状や課題を明らかにした上で、本条例を制定する必要性を宣言・周知するために、特に前文を設けたものである。

【解 説】

1 がんは、全国同様、本県においても昭和56年以降、死亡原因の第1位を占めており、県民誰もが罹患する可能性を持つ疾病であることから、急増する生活習慣病の中においても、とりわけ、がん対策は、県民の生命及び健康にとって重大な課題となっている。

一方、近年は、検診や医療技術のめざましい進歩により、がんは必ずしも克服できない疾病ではないと言われており、生活習慣の改善による予防や、がん検診受診による早期発見、早期治療に取り組むことで、がん発症のリスクを低下させることや、治癒率を高めることも可能となっている。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成18年のがん対策基本法が制定され、これを受け、本県においても、現在、平成25年度を初年度とする「第2期山口県がん対策推進計画」に基づき、がんの予防と理解の促進、がん医療の充実、がんに関する相談支援・情報提供体制の充実など、本県の実情を踏まえた様々ながん対策に取り組ん

でいるところである。

しかしながら、本県では、依然としてがん検診の受診率が全国より低く、がんの予防や検診受診による早期発見、早期治療など、がん対策の重要性に対する理解が、県民の間に十分定着しているとは言い難い状況である。

また、住み慣れた地域で安心して納得のいく治療が受けられるよう、医療連携や人材育成などによるがん医療の均てん化、がん患者及びその家族の意向に応じた在宅医療及び介護サービスの提供体制の充実、小児がんに関する医療連携体制の強化など、がん医療の水準を向上させていく取組等も重要な課題となっている。

さらに、がんと診断された時から、安心して心と体の痛みを和らげる緩和ケアが受けられる体制と環境の整備、就労問題をはじめとした社会生活上の不安軽減に向けた支援など、全てのがん患者及びその家族を社会全体で支えていく体制を更に充実させていくことも求められている。

本条例は、こうした実態を踏まえ、県民一人一人が、がん対策の重要性に対する知識と理解を深め、がん予防に注意を払い、積極的にがん検診を受診することで、早期発見、早期治療に努めるとともに、県、市町、関係機関が連携して、適切ながん医療やサービスを受けることができる環境を整備することで、全ての県民が自分らしく健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指している。

2 なお、前述したとおり、県では、現在、「第2期山口県がん対策推進計画」に基づくがん対策が推進されていることから、本条例と県計画が相まって、本県が進めるがん対策がより実効性のある取組として推進されることを期待するものである。

(目的)

第1条 この条例は、がん対策について、基本理念を定め、並びに県、県民、保健医療福祉関係者及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、前文を踏まえて、本条例の目的を定めたものである。

【解 説】

本条では、前文で掲げるがん対策について、①基本理念を定めること、②県、県民、保健医療福祉関係者、事業者の責務又は役割を明確にすること、③がん対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、がん対策を県民総ぐるみの取組として推進し、がんに関与しても安心して暮らすことのできる社会の構築を目指すことを定めている。

(定義)

第2条 この条例において「保健医療福祉関係者」とは、がんの予防、がん検診、がんに係る医療（以下「がん医療」という。）又はがん患者に対する介護に従事する者及びがんに関する知識の普及啓発を行う者をいう。

- 2 この条例において「緩和ケア」とは、がん患者及びその家族の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和し、生活の質を向上させることを目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。
- 3 この条例において、「がん登録」とは、がん患者の罹患、診療、転帰その他の状況を把握し、及び分析するため、がんに係る情報を登録する制度をいう。

【趣 旨】

本条は、本条例に必要な用語を定義したものである。

【解 説】

第1項の「保健医療福祉関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 医師、保健師、栄養士、看護師、診療放射線技師など、がんの予防、がん検診に係るサービスを提供する業務に従事する者及びその実施機関
- ・ 医師、看護師、保健師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、訪問介護員など、がん医療又はがん患者に対する介護に係るサービスを提供する業務に従事する者及びその実施機関
- ・ がんの予防や早期発見などを推進するため、普及啓発を行う者及びNPO法人や医療関係者等からなる団体などの関係団体

(基本理念)

第3条 がん対策は、県民一人一人がその重要性を理解し、自らががんの予防及びがん検診の受診に積極的に取り組むとともに、県、保健医療福祉関係者及び事業者がその責務又は役割を自覚し、がん患者及びその家族を含む県民の視点に立つことを基本として推進されなければならない。

【趣 旨】

本条は、本条例の基本となる理念を定めたものである。

【解 説】

がんから生命と健康を守るため、県民自らが、がんの予防やがん検診の重要性を理解して積極的に取り組むとともに、県、保健医療福祉関係者及び事業者が、それぞれの責務又は役割を自覚し、がん患者やその家族を含めた県民の視点に立って推進していくことを基本理念として定めている。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定するがん対策に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山口県の特性及び地域の実情に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、がん対策に関する県民の理解及び関心を深めるため、適切な情報の提供及び普及啓発に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、がん対策を推進するに当たり、県が果たすべき責務について定めたものである。

【解 説】

- 1 第1項では、本県の特性或地域の实情に応じたがん対策に関する施策を策定することと、それを実施することを県の責務として定めている。
- 2 第2項では、県は、がん対策に関する正しい理解及び関心を深めるため、がんの予防や早期発見・早期治療の重要性、がん医療、がん患者及びその家族に対する支援などに関する適切な情報提供、普及啓発に努めることを定めている。

(市町等との連携)

第5条 県は、がん対策に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、がん検診その他の住民に身近なサービスの実施主体である市町及び関係機関との連携に努めるものとする。

- 2 県は、市町が自主的かつ主体的に行うがん対策を促進するため、情報の提供及び専門的又は技術的な支援その他の必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、県が、がん対策を推進するに当たり、市町等との連携のあり方について定めたものである。

【解 説】

県と市町は対等な関係にあるため、本条例では市町の責務や役割について規定していないが、がんの早期発見に重要な役割を担っているがん検診は、健康増進法に基づく市町の事業として行われており、県が、がん対策を推進していくためには、市町との連携が不可欠であることから、本条を定めたものである。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、がんに関する正しい知識を持ち、日常生活において自らががんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、がん検診を積極的に受診し、がんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、がん対策に関する県民の責務として定めたものである。

【解 説】

本条では、県民の責務として、①がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うこと、②積極的にがん検診を受診することを定めている。

がん対策を推進していく上で、県民一人一人が、がんに関する正しい知識を持ち、日常生活において、がんの予防に可能な限りの注意を払うとともに、がん検診を積極的に受診することが大変重要であることから、本条例では責務として規定している。

なお、強制や規制を課すことを目的としているものではなく、県民の理解を深め、自主的な取組を促す趣旨である。

(保健医療福祉関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者は、がんの予防及び早期発見並びにがん医療の推進並びにがん患者及びその家族が必要とする介護、相談支援及び情報の提供に努めることによって、がん対策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

【趣 旨】

本条は、がん対策に関する保健医療福祉関係者の役割について定めたものである。

【解 説】

本条では、保健医療福祉関係者が、県民の生命及び健康を、医療・保健・福祉それぞれの分野で支えていることから、がんの予防、がん検診受診による早期発見、がん医療の推進、がん患者やその家族等が必要とする介護、相談支援、情報の提供に努め、それぞれの立場で積極的な役割を果たすことを定めている。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その事業所で雇用する従業員（以下「従業員」という。）に対するがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発等に努めることによって、がん対策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

【趣 旨】

本条は、がん対策に関する事業者の役割について定めたものである。

【解 説】

事業者は、保健指導や健康診断の実施を通じて、雇用する従業員の健康保持に重要な役割を担っていることから、本条では、従業員に対し、がんの予防やがん検診の受診など、がんに関する正しい知識の啓発等に努め、がん対策の推進に積極的な役割を果たすことを定めている。

また、後段の第10条及び第15条においても、がんの早期発見及び早期治療の推進や就労等の支援に関して事業者に期待される取組について規定している。

(がんの予防の推進)

第9条 県は、がんの予防を推進するため、食生活、飲酒、喫煙、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響についての知識その他のがんの予防に関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、がんの予防を推進するため、県が必要な施策を実施することについて定めたものである。

【解 説】

本条では、日常の生活習慣の積み重ねや、肝炎ウイルス、ヘリコバクター・ピロリなどのウイルスや細菌への感染等が、がんを発生させる要因ともなっていることから、これらの生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響や、がんの予防に関する知識の普及啓発など、がん予防の推進に必要な施策を県が実施することについて定めている。

(がん検診の推進)

第10条 県は、がん検診を推進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 がん検診の有効性、精密検査の意義、がんの早期発見による予後の改善、治療に係る身体的又は経済的負担の軽減等に関する知識の普及啓発を図ること。
- 二 がん検診を受診しやすい環境の整備の促進等によりがん検診の受診率の向上を図ること。
- 三 がん検診に携わる医療従事者の知識及び技能の向上を図るための研修の機会の確保等によりがん検診の質の向上を図ること。

2 事業者は、従業員のがん検診の受診の機会が確保されるように、がん検診の実施又は市町が実施するがん検診を受診しやすい就業環境の整備に努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、がん検診の受診をさらに促進するため、普及啓発やがん検診の質の向上、就業環境の整備など、県が取り組むべき基本的な施策や事業者に期待される取組について定めたものである。

【解 説】

1 第1項は、県が実施する基本的な施策として、①がん検診の有効性や精密検査の意義などに加え、早期発見することにより予後が良いこと、治療においては身体的にも経済的にも負担が少なく済むことが多いことなど、知識の普及啓発に取り組むこと、②がん検診を受診しやすくなるように検診実施日や実施時間を工夫するなどの環境整備を促進し、がん検診受診率の向上を図ること、③がん検診の質の向上に資するため、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保を図ることなどを規定している。

2 第2項は、事業者に期待される取組として、従業員のがん検診受診機会が確保されるよう、事業者自らががん検診を実施すること、又は、市町等が実施するがん検診を受診しやすくするために就業環境を整備することを規定している

がんは、早期に発見することができれば完治する可能性も高くなることから、県民の生命と健康を守るために、がん検診の受診を促進することはもっとも重要な対策であると言える。

本県では、これまでも「山口県がん対策推進計画」に基づき、がん検診の受診促進に関する様々な取組を行っており、受診率は増加傾向にあるものの、依然として全国より低いことから、引き続き、受診率向上に向けた取組を実施していく必要がある。

(がんに関する教育の推進)

第11条 県は、市町、教育機関及び保健医療福祉関係者並びにがん患者及びその家族等により構成される民間の団体その他の関係団体と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する正しい知識及び理解を深めるための教育を推進するものとする。

【趣 旨】

本条は、県が、児童及び生徒に対して、がんに関する正しい知識と理解を深めるための教育を推進することについて定めたものである。

【解 説】

本条では、児童及び生徒が、がんに関する正しい知識を身につけ、がんの予防や早期発見など、がんに対する理解を深めることを目的に、県、市町、教育機関のみならず、保健医療従事者やがん患者会などの民間団体等とも連携し、がんに関する教育の推進に取り組むことを規定している。

また、がん教育の推進により、子どもたちががんの予防や早期発見に関する知識を習得するだけでなく、自身の親など身近な者にがん検診の受診を勧めるなど、副次的な効果も期待される。

(がん医療の充実)

第12条 県は、全てのがん患者がその居住する地域にかかわらず適切ながん医療を受けることができるよう、がん医療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院（専門的ながん医療の提供等を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。以下同じ。）等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療従事者並びにがん患者に対する介護に従事する者の育成及び確保を図ること。
- 二 がん診療連携拠点病院等の整備及び機能強化を図ること。
- 三 がん診療連携拠点病院等とその他の医療機関との連携協力体制の整備及び強化の促進を図ること。
- 四 がん患者及びその家族の意向を踏まえた在宅でのがん医療及び介護の提供のための保健医療福祉関係者相互間の連携協力体制の整備及び強化を図ること。

【趣 旨】

本条は、県が、医療従事者等の育成及び確保、医療水準の向上、連携協力体制の整備など、がん医療の充実に必要な施策を実施することを定めたものである。

【解 説】

本条では、全てのがん患者が居住する地域にかかわらず、がんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる環境を整備するため、県が、がん診療連携拠点病院等と連携・協力して、第1号から第4号に掲げる施策など、がん医療の充実に必要な施策を実施することを定めている。

- 1 第1号は、①放射線治療の専門医、専門看護師・認定看護師、放射線治療専門放射線技師などの専門性の高い医療従事者、②在宅においてがん患者の介護に従事する訪問看護師、介護士、薬剤師などの育成・確保に取り組むことを掲げている。
- 2 第2号は、本県のがん医療に関して中心的な役割を担う、がん診療連携拠点病院等の整備及び機能強化を図ることを掲げている。
「がん診療連携拠点病院等」とは、国が定める指針に基づき厚生労働省が指定する「がん診療連携拠点病院」や「地域がん診療病院」、知事が独自に指定する「がん診療連携推進病院」などを指す。
- 3 第3号は、全てのがん患者が住み慣れた地域で適切ながん医療を受けることができるように、がん診療連携拠点病院等を中心に地域でがん診療を行う病院や診療所等との連携協力体制の整備及び強化を図ることを掲げている。
- 4 第4号は、がん患者やその家族の意向を踏まえた在宅医療を推進するため、がん診療連携拠点病院等とかかりつけ医や訪問看護ステーション、調剤薬局、介護サービス事業所等との連携協力体制の整備及び強化を図ることを掲げている。

しかしながら、医療の高度化、ニーズの多様化に伴い、放射線療法や化学療法などの専門性の高い人材の育成・確保や、他職種で治療にあたるチーム医療体制の整備などの課題もあり、特に小児がんに関しては、専門医の不足等から、他県の医療機関等において診療や治療を受けている状況も見られることから、がん医療の充実に関する取組をさらに推進していく必要がある。

（緩和ケアの充実）

第13条 県は、緩和ケアの充実に図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 緩和ケアに関する県民の正しい理解を深めるための啓発及び知識の普及を図ること。
- 二 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療関係者の育成及び確保を図ること。
- 三 がん患者の状況に応じて速やかに緩和ケアの提供を行う体制の整備の促進を図ること。

【趣 旨】

本条は、県が、緩和ケアの充実に図るため、必要な施策を実施することを定めたものである。

【解 説】

本条では、県が、緩和ケアに関する普及啓発や人材育成、提供体制の整備など、緩和ケアの充実に必要な施策を実施することを定めている。

- 1 第1号は、県民の間に「緩和ケア＝終末医療」という誤った認識が依然としてあり、それにより、緩和ケアを受けることへの抵抗感や、緩和ケアを受けている患者に対する周囲の誤解などがあることから、県は、緩和ケアに関する正しい理解を深めるための啓発や知識の普及に取り組むことを掲げている。
- 2 第2号は、がん患者やその家族が、その人らしい質の高い療養生活を送るため、「がんと診断された時から」必要な緩和ケアが提供されるよう、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師や看護師、社会福祉士や臨床心理士などの育成・確保に取り組むことを掲げている。
- 3 第3号は、がん患者の状況に応じて速やかに緩和ケアを提供できるよう、院内における緩和ケアチームの設置促進や、地域連携の推進による在宅緩和ケアの提供体制の整備を図ることを掲げている。

がん患者とその家族は、がんと診断された時から、身体的な問題のみならず、経済的な問題や精神的な問題など、様々な問題に直面している。

緩和ケアの目的は、患者だけでなく、その家族の苦痛を和らげ、QOL（生活の質）を向上させることにあり、可能な限り質の高い療養生活を送るためには、がんと診断された時から緩和ケアを実施することが必要である。

しかしながら、依然として医療用麻薬への誤解や緩和ケアが終末期を対象としたものとする誤った認識があること、緩和ケア専門の医療従事者の育成・確保や在宅における緩和ケアの提供体制の整備など、本県の緩和ケアの充実にに関する取組をさらに推進していく必要がある。

(がん患者等に対する支援等の充実)

第14条 県は、がん患者の生活の質の向上並びにがん患者及びその家族等の精神的な不安等の軽減を図るため、がん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者及びその家族等に対する相談支援の体制の整備を図ること。
- 二 がん患者及びその家族等により構成される民間の団体その他の関係団体によるがん対策に資する活動を支援すること。

【趣 旨】

本条は、県が、がん患者の療養生活の質の向上、がん患者及びその家族の精神的不安や社会生活を送る上での不安などの軽減を図るため、がん患者等の支援に関する必要な施策を実施することを定めたものである。

【解 説】

本条では、相談支援センター相談員の人員確保及びスキルアップによる相談支援機能強化等の体制整備や、がん患者会等が行うがん対策に資する活動への支援など、がん患者やその家族等の不安を軽減し、質の高い療養生活を送るために必要な施策を実施することを定めている。

- 1 第1号は、がん患者及びその家族等に対する相談支援体制の整備を掲げている。「がん患者及びその家族等に対する相談支援」とは、がんの病態や標準治療等のがん診療に関する医療情報の提供や地域の医療機関等の紹介、療養上の相談など、精神的な不安や社会生活上の不安なども含めた相談に対応する体制である。
- 2 第2号は、がん患者及びその家族等で構成される民間の団体などが行うがん対策に資する活動への支援を掲げている。「がん患者及びその家族等で構成される民間の団体その他の関係団体」とは、がん患者やその家族等からなる団体や、がん患者団体を支援する団体などを指している。

(就労等の支援)

第15条 県は、がんにかかった者の就労、就学及び社会活動への参加を支援するため、がんの罹患及び治療の現状、治療後の健康の回復等に関する事業者、従業員その他県民の意識の啓発に努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員又はその家族ががんにかかった場合においても、従業員が働きながら治療を受け、若しくは療養し、又はその家族を看護することができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとする。
- 3 県は、前項の雇用環境の整備を促進するため、医療機関等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、がん患者及びその家族に対する就労に関する支援について、県が取り組むべき基本的な施策や事業者に期待される取組について定めたものである。

【解 説】

本条では、がんになっても安心して働き、暮らせるよう、治療と職業生活が両立できる体制の整備を目指し、県及び事業者が取り組むべき基本的な事項について定めている。

- 1 第1項は、県が、がんにかかった者の就労や就学、社会活動を支援するため、がんの罹患や治療の現状、治療後の健康の回復等に関して、事業者や従業員、その他県民の理解を深めるための意識啓発に努めることを掲げている。
- 2 第2項は、事業者が、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備、家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めることを掲げている。
また、職場や採用選考時において、がん患者・経験者が不利益を被ることのないよう留意する必要がある。
- 3 第3項は、県が、前項の規定に基づき事業者が実施する雇用環境の整備を促進するため、プライバシー保護にも配慮しながら、医療機関等との情報共有や連携により、情報提供や助言など、必要な支援を行うことを掲げている。

(がん登録の推進)

第16条 県は、効果的ながん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するがん登録を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、効果的ながん対策の企画・立案、がん医療の水準の向上に資するため、がん登録の推進に関する施策を実施することを定めたものである。

【解 説】

本条では、がんの対策を検討し、推進するに当たり、がんの実態把握が不可欠であることから、県が、がん患者の罹患、受診、予後の状況などに関する情報を収集し、分析するための「がん登録」の推進を図るために必要な施策を実施することを定めている。

「がん登録」には、各医療機関のがんに関するデータを把握する「院内がん登録」と、地域のがん患者の実情把握を行う「地域がん登録」、学会等が主体となって臓器別のがんに関するデータを収集する「臓器がん登録」がある。

本県では、昭和61年から「地域がん登録」を実施し、平成19年には地域がん登録室を山口大学医学部附属病院内に設置するなど、県内のがん実情の把握に努めてきた。

平成25年12月に「がん登録の推進に関する法律」（平成25年法律第111号）が成立し、「地域がん登録」については、「全国がん登録」として発展させることとなっており、今後、がん登録が一層推進されることが期待される。

(県民運動の推進)

第17条 県は、がん対策が、県、市町、保健医療福祉関係者、事業者及び県民が相互に連携し、主体的に取り組む県民総ぐるみの運動として推進されるように努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、がん対策を県民総ぐるみの運動として推進することを定めたものである。

【解 説】

本条では、県、市町、保健医療福祉関係者、事業者、県民がそれぞれ相互に連携し、一体となって前条までに掲げるがん対策に関する取組を推進していくことを明文化することにより、機運醸成を図り、がん対策をより一層推進させていく趣旨から定めたものである。

本条でいう「県民」には、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が含まれる。

(財政上の措置)

第18条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、財政上の裏付けが必要であり、県において人員配置も含めた必要な予算措置に努めるべき旨を定めたものである。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【趣 旨】

本条は、この条例の施行日について定めたものである。